



## 所得税・消費税の申告内容の誤りに気付いたら

確定申告書を提出した後で、計算間違いや計上漏れに気がついた場合は、修正申告又は、更正の請求書で訂正してください。

**修正申告書を提出する場合**  
 法定申告期限(確定申告期間)後に、すでに提出した確定申告の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少ない場合や、還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する申告書です。

**更正の請求書を提出する場合**  
 納める税額が多すぎた場合や還付される税額が少なすぎた場合にこれらの金額を正しい額に訂正するために提出する請求となります。



## 帳簿と書類の保存期間にご注意を！！

5年間の保存でよい書類もありますが、長く保存しておくに越したことはありません。個人事業に関わる「書類は全て7年保存」と覚えておきましょう!



帳簿・書類等の保存期間  
 確定申告書を提出し終わっても帳簿や領収書や請求書などの書類を捨ててしまつてはいけません。これらの書類は、決算書・申告書作成時の根拠となるもので、定められた期間、保管しておく義務があります。

7年保存の書類  
 帳簿書類  
 仕訳帳や総勘定元帳など  
 決算関係書類  
 決算書、申告書、棚卸表など  
 現金預金取引等の関係書類  
 領収書・請求書・預金通帳など

五年保存の書類  
 その他の書類  
 見積書、注文書、納品書など



# Information



## 自転車をご利用の方へお知らせ

「自転車保険の更新手続きが始まりました。」自転車保険の新規加入をご検討中の方、及び現在ご加入の方で継続又は、契約内容の変更をご希望される方は、平成30年5月25日(金)までに手続きが必要となりますのでご注意ください。

詳細は先月ご送付しているチラシをご覧ください。

お問い合わせは、**03-3771-8859**

(一社)大森青色申告会事務局まで

## 馬込文士村大桜まつり

平成30年4月1日に開催された「馬込文士村大桜まつり」に今年も税金クイズで参加しました。



## 当会会費口座振替のお知らせ

基準期間	振替金額	振替日
第1期分(4月～6月分)	6,000円	4月6日(金)
第2期分(7月～9月分)	6,000円	7月6日(金)
第3期分(10月～12月分)	6,000円	10月9日(火)
第4期分(1月～3月分)	6,000円	1月7日(月)

当会の会費は左記のスケジュールでお引落させていただきます。(振替日に引落ができなかった場合は翌月6日に再請求をさせていただきます。)口座の残高をご確認くださいようお願い申し上げます。

## 青色共済から「青色ドック」のお知らせ

検査項目、受診料金など詳細は次号(6月号)同封の「青色ドック」のチラシをご覧ください。

尚、当会開催の「青色ドック」の結果通知書は、セルフメディケーション税制の「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」に該当いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

お申込は、**03-3771-8859**

(一社)大森青色申告会事務局まで

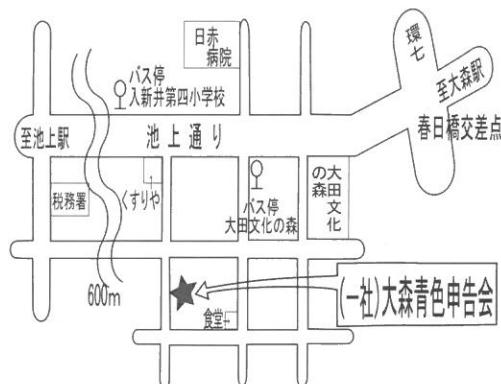
**開催日決定**  
年に1度の  
青色ドックを受診しよう

開催日  
平成30年7月13日(金)  
会場  
大森青色申告会会館2階



## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見 義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

## 無料法律相談日

5月 10日(木)  
5月 24日(木)  
5月 31日(木)

保険の相談  
ご希望の方は事務局迄

